

日の出町狭あい道路整備促進事業のご案内

日常の人や車の通行の安全、災害時の避難など防災上の安全性の向上、通風・採光・日照等の生活環境を改善し、安心して快適に暮らせるまちづくりを進めるため、狭あい道路の拡幅用地をご寄附いただいた土地に、予算の範囲内で舗装工事等を実施します。

※ 4メートル未満の道路に面して建物や塀等を建築する場合は、建築基準法の規制により、道路の中心から2メートル以内の範囲（拡幅用地）は建築用地として使用できず、また、その範囲内にある既設の塀等も取り壊さなければなりません。

対象と事業内容

建築基準法第42条第2項道路等（狭あい道路）に面した敷地を寄附していただき、町で舗装工事等を実施します。

令和8年度より、後退部分の分筆が済んでいない土地についても、町が登記に向けた測量をお手伝いします。お気軽にご相談ください。

以下の条件を満たしている必要があります。

- ・セットバックの土地の境界が明確であること

セットバックの土地

- ・所有権以外の権利（抵当権等）が設定されていないこと
- ・共有名義の場合は、すべての所有者の同意（申出）があること
- ・支障物件（塀・生垣等）がないこと
- ・セットバックの土地の排水が、他人の土地に流入していないこと
- ・狭あい道路と水平であること（段差がある場合は、アスファルトまたは土留めの措置がしてあること）

詳しくは、「日の出町狭あい道路整備促進事業の概要」をご覧ください。

令和8年度スケジュール

事前相談	令和8年4月6日（月）～
申込受付期間	令和8年5月7日（木）～令和8年6月30日（火）
————— 受付後	申込内容の審査を行います —————
事業採択の結果通知	令和8年7月中旬（第1次） 令和8年10月中旬（第2次）
土地所有権移転登記	令和8年8月下旬（第1次） 令和8年10月中旬（第2次）
工事施工予定期間	令和8年10月頃～令和9年2月頃

事業に関するお問合せ（事前相談）窓口

建設課管理係

役場1階西側 ④窓口

042-588-4103